

意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

当院では、病気の経過に伴う分岐点で、患者本人あるいは家族、信頼できる知人が、置かれた状況を十分に理解し、ケアの方針を意思決定、表明できるよう支援、擁護する。その際、医療者は十分な情報を提供し、患者本人の価値観や意向、思いを大切にしながら話し合い、ケアの方針を明確にする。

2. 医療・ケアに関する意思決定の在り方

1) 人生の最終段階における医療行為について

特に人生の最終段階における医療行為についての意思決定を行うとなると、患者や家族等の信頼できる者は経験したことのない、非常に難しい決定を迫られることになる。医療・ケアを受ける患者本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることが最も重要な原則である。また、患者本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援が医療・ケアチームにより行われ、患者本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。さらに、患者本人が自ら意思を伝えられない状況になる可能性があることから、家族等の信頼できるものも含めて、患者本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、患者本人は特定の家族等を自らの意思を推測するものとして前もって定めておくことも重要である。

2) 医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。

3) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。

4) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針では対象としない。

3. 意思決定支援プロセス

1) 本人の意思が確認できる場合

(1) 本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者は適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いがなされ、本人による意思決定を支援する。そして、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針を決定する。

(2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるよう支援を行う。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行う。

(3) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。

2) 本人の意思が確認できない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- (1) 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
- (2) 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わるものとして家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変化に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- (3) 家族等がいない場合及び家族等が医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとって最善の方針をとる。
- (4) このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。

3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記1) 及び2) の場合において、方針の決定に際し、

○医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

○本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容について合意が得られない場合

○家族等の中で意見がまとまらない場合や医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設定し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行う。

本指針は、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を規範として策定している。

附則

この指針は、令和6年9月1日から施行する。